

justax

No.85

AGU'00

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

傭船料5000万円は短期前払費用に当たらず!

法人税法基本通達2-2-14(短期の前払費用)は、企業会計原則に規定する重要性の原則を根拠として費用収益対応の原則の例外的処理を認めています。実務において直面することが多い短期前払費用の適用要件について、具体的に踏み込んだ判断を示した判例をご紹介します(平12.1.25長崎地裁)。

◎浚渫業(水深を増すために船を運航して海底の土砂等をさらう業務)を営む原告は、平成8年6月1日、O社と傭船期間を平成8年6月1日から平成9年5月31日、傭船料を5,000万円とする裸傭船契約を締結し、6月17日に同金額を手形で支払いました。原告は、平成8年6月期の決算に当たり、本件傭船料を全額損金の額に算入し、所得金額17,917,019円、納付すべき税額5,938,200円として確定申告をしました。被告Y税務署長は、平成9年4月28日、本件傭船料のうち平成8年6月分に当たる4,166,667円のみを損金に算入することを認め、その余の金額を所得金額に加算するなどして、所得金額を65,125,352円、納付すべき税額を24,980,700円とする更正処分を行いました。

原告は、本件傭船料は売上原価を構成するものではあるが、工事履行のために直接要した費用ではなく、期間対応すべき販売費及び一般管理費に準じる性質の費用であること、また、重要性の原則及び継続性の原則を充足するものであるから前掲の通達の適用があること等を主張しましたが、裁判所は下記の理由によりその請求を棄却しました。

■裁判所の判断

1. 本件傭船料に係る船舶は原告の本来の業務のための傭船であり、原告はこれを利用して収益をあげている。したがって、本件傭船料は、法人税法第22条3項1号の売上原価等に当たるものであって、同項2号の販売費・一般管理費等には該当しない。本件傭船料が販売費・一般管理費に準じるものであるという原告の主張は、原告の本業が傭船による浚渫業であることに照らし、採用できない。

2. 本件通達(法基通2-2-14)の後段は、費用収益対応の原

則の例外をなすものであり、その根拠は税務においても重要性の原則に基づく会計処理を認めたところにあるものと考えられる。

3. 前払費用に係る税務処理が重要性の原則で認められた範囲を逸脱していないかどうかの判断にあたっては、前払費用の金額だけでなく、当該法人の財務内容に占める割合や影響等も含めて総合的に考慮する必要がある。

4. 本件において、本件傭船料の前払費用相当分は45,833,333円と多額である上、以下のように原告の財務内容に占める割合や影響が大であって、本件通達を適用することは、重要性の原則で認められる範囲から逸脱するものであり、許されない。

(1) 前事業年度に比較して、傭船料勘定の金額が246.21%増加し、工事原価も43.86%増加している。

(2) 売上高に対する傭船料勘定の割合が、前事業年度が8.61%であるのに対し、本件事業年度は19.78%に増加している。

(3) 本件事業年度の工事原価に占める本件傭船料の割合は16.02%、全傭船料に占める本件傭船料の割合は60.69%である。

(4) 本件事業年度の売上高に占める本件傭船料の割合は12%、税引前当期利益に対する割合は284.99%である。

(5) 本件事業年度の支払手形勘定に占める本件傭船料に係る手形の割合は78.82%であり、同勘定は前事業年度に比較して203.72%増加している。

5. 原告は、本件事業年度以前には、傭船料を前払いして同金額を損金の額に算入する会計処理を行っていないのであるから、継続性の要件を満たしているとはいえない。

(資料提供 税法データベース編集部)